

4

特集

新たな 高速道路料金

ETC車は、ご利用距離に応じた 料金体系へ。

近畿圏では2017年6月3日から新たな高速道路料金が導入されました。料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一しました。



対象はどの区間になりますか？

料金水準や車種区分が異なっていた当社が管理する近畿圏の高速道路、及び阪神高速道路(京都線は除く)が対象です。



料金はどのように変わったのですか？

ETC車は、ご利用距離に応じた料金になりました。例えば近畿自動車道・阪和自動車道では、下記のような料金体系に変更になりました。その他の路線等、詳しい情報はウェブサイトをご覧ください。



料金改定の3つのポイント

1 料金体系の整理・統一

現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、料金水準を整理・統一しました。

2 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定しております。**※ETC車限定**

3 車種区分を統一

近畿圏の高速道路の車種区分を5車種(軽自動車、普通車、中型車、大型車、特大車)区分に統一しました。

近畿道では(普通車) (阪和道も同様となります)

走行距離に関係なく、**510円均一料金**

新料金

ETC車

ご走行距離に応じた料金となります。

下限 **270円**
～
上限 **750円**

(例) 摂津北IC⇒摂津南IC 270円
吹田IC⇒門真IC 520円
吹田IC⇒松原IC 750円

近畿道と阪和道を連続走行する**ETC車**は、**1,020円**が上限となります。

新料金

非ETC車

原則**750円**となります。

原則 **750円**

(例) 摂津北IC⇒摂津南IC 750円
吹田IC⇒門真IC 750円
吹田IC⇒松原IC 750円

※**非ETC車**でご走行区間が判別できる場合は、ご走行距離に応じた料金となります。そのため、往路と復路で料金の差が生じる場合があります。
※近畿道と阪和道を連続走行する**非ETC車**は、原則**1,500円**となります。



なぜ料金改定を行ったのですか？

これまでの整備の経緯の違いなどから料金水準や車種区分等が異なっていた近畿圏の高速道路の料金体系について、対距離制を基本とした利用重視の料金体系へ移行しました。

なお、今回の料金変更は、道路整備特別措置法第3条に基づき、2017年3月31日に国土交通大臣の事業許可を受けたものです。

起終点を基本とした 継ぎ目のない料金の実現

大阪都心部発着の場合、
右図のどのルートを選んでも
起点・終点間の最安料金と同一になります。(※1)(※2)



具体的な料金例(普通車)

第二京阪道路(枚方学研IC)→阪神高速(大阪都心部対象出口)

経路(阪神高速)	6月2日までの料金	6月3日からの対距離料金
守口線(31.3km)	1,790円*	1,690円(▲100円)
東大阪線(28.5km)	1,790円*	1,610円(▲180円)
松原線(42.8km)	2,150円	2,060円(▲90円)

※近畿道乗継利用割引後

[新料金]経路によらない同一料金

1,610円

(※1)流入・流出では料金が異なります

(※2)第二京阪道路走行については、次のとおりになります

- (1)通常のETC車...第二京阪道路発着のみ対象とします
(巨棕池本線料金所からの流入・流出は対象外です。)
- (2)ETC2.0車... (1)の対象出入口に加えて、第二京阪道路を通過する交通を対象とします
(巨棕池本線料金所・阪神高速京都線からの流入・流出は対象外です。)

